

No.156

発行日  
平成24年11月1日



# 秋田 宅建会報

## CONTENTS

紙上研修 .....	1
第1回・第2回・第3回理事会・幹事会報告 .....	4
第4回理事会・幹事会、総会報告 .....	5
第2回不動産フェアの開催 .....	6
第32回県協会ゴルフコンペ .....	7
佐藤政雄氏旭日双光章受章 .....	8
高橋義明氏国土交通大臣表彰受章 .....	8
公益社団法人全国宅地建物取引業 保証協会秋田本部規則 .....	9
公益社団法人全国宅地建物取引業 保証協会秋田本部役職者の選任に関する規約 .....	11
秋田レインズ物件種類別在庫数・庶務報告 .....	12
会員消息 .....	15

(社)秋田県宅地建物取引業協会

(公社)全国宅地建物取引業保証協会秋田本部

〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館

TEL(018)865-1671 代 FAX(018)865-1670

発行人 会長・本部長 金子 健三

編集人 運営業務委員長 佐藤 正雄

印刷 株式会社くまがい印刷

## コンサルティング料について

宅地建物取引業者が、コンサルティング料として報酬告示の限度額を超える手数料を受け取ることは可能ですかという趣旨の質問を受けることがあります。

宅建業法の解釈・運用の考え方では、不動産取引に関連する他の業務との関連について、「宅地建物取引業者自らが媒介業務以外の関連業務を行う場合には、媒介業務との区分を明確化するため、媒介契約とは別に、業務内容、報酬額等を明らかにした書面により契約を締結すること。特に、宅地建物取引業者が不動産コンサルティング業務を行う場合には、媒介業務との区分を明確化するため、あらかじめ契約内容を十分に説明して依頼者の理解を得た上で契約を締結し、成果物は書面で交付すること（第34条の2関係7）」、宅地建物取引業者が、『第34条の2関係7』に従って、「媒介業務以外の不動産取引に関連する業務を行う場合には、媒介業務に係る報酬とは別に当該業務に係る報酬を受けることができるが、この場合にも、あらかじめ業務内容に

じた料金設定をするなど、報酬額の明確化を図ること（第46条1項関係6）」とされています。

媒介業者としては、媒介報酬について、宅建業法46条のほか、報酬告示、解釈・運用の考え方46条1項関係（告示の運用について）等をきちんと確認して対応することが必要です。

なお、建築条件付き土地売買契約の媒介にあたって、媒介報酬のほかに、媒介業務の対象外である建築請負契約に対して、実際にはコンサルタント業務を行わなかったにもかかわらず、コンサルティング料を請求・受領したなどとして業務停止処分を受けた事例などがあります。

《（財）不動産適正取引推進機構メルマガ第58号“相談事例より”から転載》

## 宅建業者の行為が悪質な勧誘行為に当たるか否か

中古マンションの契約をしたAさんからの相談です。

ある日、突然に「中古マンションの良い物件ができましたので、ご案内の電話をしました」と不動産業者から電話がありました。興味があったので翌日自宅で説明を聞き、1週間後に案内してもらいました。「よく考えてから決めたい」と伝えましたが、自宅で夜の12時位に手付金8万円を支払って契約しました。融資の申込銀行から断られ、現在、別の銀行に申込手続中です。契約を解除したいと申し入れましたが「いま止めると違約金560万が発生する」と言われ困っています。悪質な勧誘で契約させられました。クーリング・オフでやめられますか（クーリング・オフの適用はないと書かれた書面にも、いわれるがままに印を押しました）。悪質な勧誘で夜遅くまで粘られて契約しているから消費者契約法で取り消すこともできるとも聞きましたが…。

宅建業者から突然の電話を受けたAさんは、かねてからマイホームを手に入れたいという希望を持っていたので興味があり、翌日に自宅で会うことを約束して説明を受け、更に1週間後に宅建業者の案内で物件を見に行きました。物件見学の日、夜に再度会うことを約束して自宅で打合せをし、その際に「よ

く考えてから…」と申し出たものの、最終的には契約を締結したものです。宅建業者は契約に際し、Aさんの希望により自宅での商談になったことから、クーリング・オフの適用がない書面にも署名・押印をもらっています。

Aさんの話を前提に考えると、(1) Aさんの希望

で自宅で契約していることから、本件においてはクーリング・オフで契約を解除することはできません。(2) 悪質な勧誘による契約だったとの話ですが、突然に勧誘の電話をすること自体が不当な勧誘に当たるとは限りません。

また、契約を締結した時間が夜の12時になったことも、それだけで不当な勧誘による契約ということもできません。Aさんは当初より、物件に興味があったことから、むしろ積極的に営業担当者の説明を受けたと思われます。本件では、宅建業法で規制する悪質な勧誘行為や、消費者契約法に反する不当行為があったとは言えません。

しかし、Aさんは手付金8万円を放棄すれば契約を解除することができます。違約金は発生しません。宅建業者は、買主が手付金を放棄して解除することを正当な理由(履行の着手)なく拒否したり、妨害することが禁止されています。この禁止行為違反は

「業務停止30日」が処分基準となっています。宅建業者は、正当な理由もなく「いま止めると違約金が発生する」などと告げることは禁止行為違反に該当することに注意が必要です。

《不動産適正取引推進機構メルマガ第63号“相談事例より”から転載》



## 賃貸借契約の更新と連帯保証人の責任

相談者は娘さんの父親で、娘婿が借りた賃貸アパート(2年更新)の連帯保証人でした。

娘婿と娘が賃貸アパートに入居して4年程経過した頃、夫婦仲がうまくいかなくなり、二人は離婚し、娘はお子様を連れて親御さんの実家に戻ってこられたそうです。しかし、娘の元旦那は、引き続き賃貸アパートに居住をしていたとのことでした。

離婚後2年程経過したここに至り、娘の元旦那が家賃を3か月滞納したため、大家さんから父親に対し、滞納家賃相当額について連帯保証人なのだから支払えとの請求が、内容証明郵便で送られてきたそうです。ご相談者としては、当初の賃貸借契約書には連帯保証人として署名・捺印したが、その後の更新に際し、連帯保証人として署名・捺印はしていないので、連帯保証契約は、現在は効力を有していないはずだから、支払わなくていいのではないかという旨のご相談でした。

当方からの回答としては、お聞きした内容からすると、連帯保証人であるご相談者は、保証債務の責めを負うことになりそうなので、早々に元娘婿と連絡をとって協議するとともに、大家さんとの交渉も並行して行うことをお話しました。

本件と類似の最高裁判例がありますので、ご紹介します。それは、期間の定めのある建物賃貸借契約において、借主の保証人として連帯保証した場合には、賃貸借契約の更新時に保証人の了承がなくても、特段の事情がない限り、更新後に借主が賃料を滞納し生じさせた債務についても保証の責めを負うとするものです。(最高裁平成9年11月13日判決)

ご相談者としては、娘夫婦の離婚の協議にあたり、

賃貸アパートの連帯保証人の件にも気づいて、ご相談者以外の連帯保証人を立てさせる等、連帯保証契約を解消しておくべきだったと言えるでしょう。

また、賃貸物件を媒介する宅建業者においては、賃貸借契約における連帯保証人の責務の重さを踏まえ、連帯保証人との契約について、貸主や借主等に対し適切なアドバイスを行う等、慎重な対応が必要でしょう。

《不動産適正取引推進機構メルマガ第48号“相談事例より”から転載》

## 更新事務手数料についての照会

賃貸物件を管理している管理業者さんから更新事務手数料について照会がありました。

賃貸借契約の更新にあたり、大家さんに渡す更新料と管理業者さんとして受け取る更新事務手数料（家賃の0.5ヶ月分相当）を請求したところ、借主さんから、手数料を取るのは違法ではないかと苦情があったが、手数料を取ることが違法となるのかという照会です。管理業者さんによりますと、賃貸借契約書の中に、更新事務手数料を借主さんが管理業者さんに支払う旨約定されているとのことでした。

報酬請求の基本的な考え方からしますと、賃貸物件の管理業者さんが、更新事務という労務提供の対価として報酬を請求することは、違法ということはありません。手数料の金額についても特に決まりがあるわけではありませんので、労務内容に応じた報酬額の請求として、請求の相手方の了解があれば特に問題は無いということになります。

ただ、当機構に寄せられるご相談の中に、更新事務手数料を請求された借主さんから、なぜ借主が負担しなければいけないのか、というご相談は少なくありません。ケースバイケースではありますが、賃貸借契約の更新事務手数料の負担について、明確に説明を受けて了解していない場合は、貸主さんの方に請求するよう交渉する余地はあると言えるでしょう。

当機構のホームページの中の「更新料・更新手数料」に関するQ&A、及び、トラブルの未然防止のため当機構で編集発行している「住宅賃貸借（借家）契約の手引」の中でも、「一般には、不動産業者は大家さんから委託を受けて更新事務を行うものですから、その手数料は仕事を依頼した大家さんが負担すべきものです。」と記載しております。ただし、「借主さんが、大家さんとの交渉や更新事務を不動産業

者に依頼した場合などでは、費用負担が発生する場合があります。」と記載していますのでご参考にしてください。

基本的な考え方として、更新事務手数料については、更新手続きの労務を依頼してきた相手方に手数料を請求するというのが原則と言えるでしょう。

《(財)不動産適正取引推進機構メルマガ第71号“相談事例より”から転載》



**免許更新手続は有効期間満了の90日前から30日前までに  
各種変更届出は30日以内に**

所轄する地域振興局建設部建築課へ提出して下さい。

秋田県建設部建築住宅課

## 第1回 理事会・幹事会

平成 24 年 4 月 23 日（月） ホテルメトロポリタン秋田

理事・幹事 27 名出席（内書面表決 6 名）  
監事・監査 3 名出席



### 議 題

1. 平成 23 年度事業報告及び決算報告について
2. 定款の変更案について
3. 保証協会秋田本部規則について
4. 理事・幹事及び監事・監査候補者について

### 議事の要旨

1. 平成 23 年度の事業実施報告及び各種帳票による決算報告が行われ、監事及び監査からの確に処理されている旨の報告がされました。
2. 平成 24 年 4 月 1 日から公益社団法人への移行予定であることから、このことを停止条件として、新しい定款の変更の案が審議されました。
3. 保証協会の中央本部が公益社団法人に移行したことに伴い、新たな全国の各地方本部規則が中央本部から提示され審議されました。
4. 役員改選期に伴う次期役員候補者について、総会へ提案することが報告されました。

## 第2回 理事会・幹事会

平成 24 年 5 月 25 日（金） 秋田キャッスルホテル

理事・監事 28 名出席  
監事・監査 3 名出席

### 議 題

1. 会長（本部長）、副会長副本部長）、専務理事（専任幹事）、常務理事（常任幹事）及び他団体派遣役員並びに顧問の選任について

### 議事の要旨

1. 総会で選任された新たな理事・幹事から、それぞれ役員等が選任されました。

## 第3回 理事会・幹事会

平成 24 年 6 月 6 日（水） ホテルメトロポリタン秋田

理事・監事 28 名出席  
監事・監査 3 名出席



### 議 題

1. 平成 24 年度の人事について

### 議事の要旨

1. 第 2 回理事会で未定であった他団体派遣役員及び協会の委員会人事並びに地区協議会の役員人事について提案されました。

# 第4回理事会・幹事会

平成24年7月31日(火) 秋田県不動産会館

理事・幹事 27名出席(内書面表決5名)

監事・監査 3名出席



## 議題

1. 公益社団法人の認定申請について
2. 佐藤正雄氏旭日双光章受章祝賀会実行委員会の設置について
3. 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定の締結について

## 議事の要旨

1. 公益社団法人の認定申請書類が整いその各種書類が提示され、近日中に正式に申請することが提案されました。
2. 全宅連推薦において旭日双光章受章の栄に浴された佐藤正雄氏の祝賀会を執り行うため、その実行委員会を立ち上げ、発起人は本会の正副会長及び専務理事があたる提案がなされた。また、高橋義明氏(前専務理事)が国土交通大臣表彰を受けたこともあわせて報告されました。
3. 秋田県からの依頼に基づき、大規模災害時の際、被災者の方々へ民間の賃貸住宅をスムーズに提供するため、業務協力の協定を秋田県と不動産関係団体が締結し備えておくことの提案がされました。

宅建協会第45回通常総会及び保証協会秋田本部平成24年度定時総会概要報告(提案事項はすべて原案どおり承認されております。)

# 総会

平成24年5月25日(金) 秋田キャスルホテル

宅建協会 329名出席(内委任状44名、書面表決222名)

保証協会秋田本部 317名出席(内委任状270名)

## 議題

1. 平成23年度事業報告承認の件
  2. 平成23年度財務諸表及び収支計算書承認の件
  3. 平成24年度事業計画承認の件
  4. 平成24年度予算承認の件
  5. 定款の変更の案(停止条件付)承認の件
  6. 任期満了に伴う理事(幹事)・監事(監査)の選任に関する件
- ※ 保証協会秋田本部の事業報告・事業計画及び決算・予算に関しては、今年度から、中央本部との連結等の関係で、承認事項から報告事項に変更になっております。



## 議事の要旨

公益社団法人への移行を睨み、既にその関係法令や基準に則った事業及び経理処理を行っている旨の説明があり、このなかで、総会での承認事項でなくなり内部管理資料となった計画・予算について、今後も報告申し上げ、会員皆様の理解と協力のもと円滑な会務運営に繋がっていききたいとの報告がありました。

また、公益社団法人の認定申請に必要な定款の変更の案が、あらたな法人のスタートを停止条件として提案されました。

そして、任期満了に伴う、あらたな理事(幹事)・監事(監査)の候補者が報告され、その後、別室で開かれた第2回理事会・幹事会において新役員体制が決められ、発表されました。

# 第2回 不動産フェア の開催

今年度の不動産フェアは、本年7月22日オープンしたばかりの、秋田市にぎわい交流館「エリアなかいち」の2階展示ホールを会場として、9月23日「不動産の日」に開催しました。

昨年の反省点を活かし、一般消費者の皆様幅広く周知し、それぞれの目的を持って会場に来て戴くため、ラジオ (ABS)、テレビ (ABS・AKT・AAB)、新聞 (秋田魁・北羽・北鹿・秋北・秋田民報) 等の広告媒体を通じて宣伝をし、公益目的事業としての位置付けから逸脱しないよう心掛け、次の事業を展開しました。



- ①無料相談所コーナー
- ②物件展示コーナー
- ③ネットによる検索コーナー
- ④抽選場コーナー
- ⑤アンケート調査コーナー

上記5つのコーナーの中で、今回の目玉は会員の皆様からお預りしている「ハトマークサイト秋田」に登録されている売買物件 (9月10日現在、約1,100件) を全て公開したことで、やはり展示コーナーへの集客



が一番多く、詳細な質問のある方については検索コーナーへ案内し、担当者が補足説明したり、資料をプリントアウトして差し上げており、検索コーナーも3台のパソコンで対応できない時間帯もあり、盛況でした。

アンケート調査でも、100枚準備した用紙が足りなくなるなど、それぞれのコーナーで客足が絶え間なくあり、午前10時から午後4時迄の間、お客様とともに充実した一日を過ごした感がありました。

最後にご協力戴きました、協会の役員並びに職員の皆様、そして委員会のメンバーの皆様にご挨拶と感謝を申し上げ、不動産フェアのご報告と致します。

情報提供業務委員長 木村吉輝



去る10月12日(金) ノースハンプトンゴルフ倶楽部において、第32回親睦ゴルフコンペが開催されました。心配された天候も当日は、時には青空になり、まずまずの状況で一安心でした。

今回は、初めてのゴルフ場で丘陵コースのため、視覚的な戦略性が高く、バンカーも多いことから、スコアメイクが大変であったようです。

各地区から22名の方々に参加して頂き、初参加された方が4名おられ、秋田の赤田さん、大仙の高橋さんと齊藤さん、本荘由利の佐藤さんと、皆さん楽しく和やかにプレーができ、親睦に値する良い一日となりました。

その話題の中で、今までは秋田市周辺のゴルフ場での開催でしたが、各地区のゴルフ場での開催も考慮に入れてはとの要望がありました。

今後も、尚一層の会員の交流を深めていきたいと思えます。

参加して下さいの皆様、ありがとうございました。また、今回参加できなかった皆様も、来年、お誘い合わせての多数のご参加を楽しみにしております。

運營業務委員会 副委員長 虻川伸一郎



## 個人戦成績表

順位	氏名	OUT	IN	TOTAL	HDCP	NET
優勝	虻川 文雄	36	39	75	3.6	71.4
準優勝	桜庭 博	43	40	83	10.8	72.2
第3位	阿部 宗三	39	40	79	6.0	73.0
第4位	石坂 和彦	42	48	90	16.8	73.2
第5位	田村 光弘	43	45	88	14.4	73.6
第6位	澤木 繁則	38	42	80	6.0	74.0
第7位	赤田 英博	40	52	92	18.0	74.0
第8位	田口 剛生	49	48	97	22.8	74.2
第9位	高橋喜志治	40	45	85	10.8	74.2
第10位	斎藤 兼夫	40	42	82	7.2	74.8
第11位	板垣 春生	40	46	86	10.8	75.2
第12位	安部 正雄	43	48	91	15.6	75.4
第13位	川村 暢	44	45	89	13.2	75.8
第14位	木村 秀三	44	44	88	12.0	76.0
第15位	佐藤 健一	45	49	94	18.0	76.0
第16位	虻川伸一郎	41	43	84	7.2	76.8
第17位	熊谷 勝	50	52	102	24.0	78.0
第18位	佐藤 孝一	51	63	114	36.0	78.0
第19位	谷地田 寛	50	51	101	22.8	78.2
第20位	尾形 和敏	47	46	93	13.2	79.8
第21位	金 賢樹	54	56	110	25.2	84.8
第22位	藤田 雅之	81	73	154	36.0	118.0

## 団体戦成績表

順位	チーム名	氏名	スコア(ネット)	計
1位	大館北鹿A	虻川文雄	71.4	216.8
		桜庭 博	72.2	
		石坂和彦	73.2	
		谷地田 寛	78.2	
2位	秋田A	木村秀三	76.0	224.8
		阿部宗三	73.0	
		川村 暢	75.8	
3位	能代山本 男鹿南秋	佐藤健一	76.0	225.2
		板垣春生	75.2	
		熊谷 勝	78.0	
		澤木繁則	74.0	
4位	大館北鹿B	田村光弘	73.6	225.8
		虻川伸一郎	76.8	
		安部正雄	75.4	
		金 賢樹	84.8	
5位	本荘由利 大仙	佐藤孝一	78.0	227.0
		高橋喜志治	74.2	
		齊藤兼夫	74.8	
6位	秋田B	田口剛生	74.2	228.0
		赤田英博	74.0	
		尾形和敏	79.8	
		藤田雅之	118.0	

## 佐藤正雄氏旭日双光章受章

平成 24 年度春の叙勲において、本会の前副会長で現在常務理事である佐藤正雄氏（丸重不動産代表）が、栄えある旭日双光章を受章され、去る平成 24 年 9 月 15 日（土）秋田キャッスルホテル放光の間に於いて、全宅連会長はじめ、多数の関係者列席のもと盛大に受章祝賀会が催されました。おめでとうございます。



## 高橋義明氏国土交通大臣表彰受章

平成 24 年度建設事業関係功労者として、本会の前常務理事の高橋義明氏（湯沢開発㈱）が、栄えある国土交通大臣表彰を受章され、去る平成 24 年 7 月 10 日（火）国土交通省に於いて表彰式が行われました。おめでとうございます。

### 労働保険の (労災保険・雇用保険) 加入手続きについて



11 月は「労働保険適用促進強化期間」です。労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を 1 人以上使用する全ての事業主が加入することとなっており、法律上の義務となっております。まだ加入されていない場合は、労働基準監督署かハローワークにご相談下さい。

保証協会秋田本部 第1回 理事会・幹事会で保証協会秋田本部規則が審議され承認されました。

# 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会秋田本部規則

## 第1章 名称及び事務所

### 【名称】

第1条 この本部は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会秋田本部という。

### 【事務所】

第2条 この本部（以下当本部という）の事務所を秋田県秋田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 【目的】

第3条 当本部は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「本会」という。）の行う定款に定める事業を円滑に推進することを目的とする。

### 【業務】

第4条 当本部は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 会員の入退会等に関する業務
- (2) 会費徴収業
- (3) 苦情の解決業務
- (4) 研修業務
- (5) 弁済業務保証金分担金の受入れ・返還業務
- (6) 手付金保証業務
- (7) 手付金等保管業務
- (8) 広報・情報提供業務
- (9) その他定款第4条に定める事業の目的を達成するために必要な業務

## 第3章 所属会員

### 【種別】

第5条 当本部に所属する会員は、定款第5条による会員のうち、秋田県内に主たる事務所を有するものとする。

### 【入会手続】

第6条 当本部は、本会への入会申込みを受けたときは、別に定める入会基準に基づき、本部長が当該者の入会の適否を審査し、会長宛届け出る。

2. 入会手続は、別に定める事務手続規則に基づき行う。

### 【会員の資格喪失後の処理】

第7条 定款第10条及び第12条による資格喪失については、その該当者を速やかに本部長より会長宛届け出るものとする。

2. 退会手続は、別に定める事務手続規則に基づき

行う。

3. 資格喪失に伴う会員之証等の取扱いは、当本部において行う。

## 第4章 役職者

### 【種別】

第8条 当本部に次の役職者をおく。

- (1) 幹事 20名以上 30名以内
  - (2) 監査 3名以内
2. 幹事のうち1名を本部長とし、3名以内を副本部長、1名を専任幹事、8名以内を常任幹事とする。

### 【選任】

第9条 幹事は、当本部に所属する会員（法人である場合にはその代表者）のうちから秋田本部総会（以下「本部総会」という。）において選任する。ただし、幹事のうち3名以内は学識経験者のうちから選任することができる。

2. 監査は、本部総会において選任する。
3. 本部長、副本部長、専任幹事及び常任幹事は幹事会において互選する。なお、本部長については、会長よりその委嘱を受けるものとする。
4. 監査は、幹事を兼ねることができない。

### 【職務】

第10条 本部長は当本部を代表し、本部業務を統轄する。

2. 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時又は本部長が欠けたときはあらかじめ本部長が指名した順序により、その職務を代行する。
3. 専任幹事は、本部長、副本部長を補佐して、本部業務を掌理する。
4. 常任幹事は、本部の常務を処理する。
5. 幹事は本部運営の執行に当たる。
6. 監査は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 当本部の財産及び会計を監査すること。
  - (2) 当本部の幹事の業務執行を監査すること。

### 【役職者の任期】

第11条 役職者の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本部総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は補充により就任した役職者の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

### 【解任】

第12条 当本部の役職者は、本部総会の決議によって解任

することができる。

## 第5章 会議

### 【種別】

**第13条** 会議は、本部総会、幹事会とし、幹事会の議決を経て常任幹事会をおくことができる。

### 【構成】

**第14条** 本部総会は、当本部に所属する会員をもって構成する。ただし、表決を委任された地方本部代議員をもって構成することができる。

2. 幹事会は幹事をもって構成する。
3. 常任幹事会は、本部長、副本部長、専任幹事、常任幹事をもって構成する。

### 【権能】

**第15条** 本部総会は、当本部の事業計画・予算並びに事業報告・決算を報告するとともに、次の事項を議決する。

- (1) 当本部幹事及び監査の選任に関する事項
- (2) 本会に対する建策及び事業の推進に関する事項
- (3) その他の当本部に関する重要事項
2. 幹事会は次の事項を審議する。
  - (1) 当本部の事業計画・予算に関する事項
  - (2) 当本部の事業報告・決算に関する事項
  - (3) 本部総会に提出する議案に関する事項
  - (4) 本部総会決議の執行に関する事項
  - (5) その他本部総会の議決を要しない当本部事業の執行に関する事項
3. 常任幹事会は、次の事項を処理する。
  - (1) 本部総会及び幹事会の議決したことの執行に関する事項
  - (2) 幹事会より付託又は委任された事項
  - (3) その他本部総会、幹事会の議決を要しな事項

### 【開催】

**第16条** 本部総会は本部長が招集し、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 幹事会は本部長が必要と認めるとき、又は幹事総数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。
3. 常任幹事会は、本部長が必要と認めるときに開催する。

### 【招集】

**第17条** 会議は本部長が招集する。

2. 会議の招集は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開会の7日以前に構成

員に対し文書で通知を発しなければならない。

### 【議長】

**第18条** 会議の議長は、出席構成員の中から選任する。ただし、本部長若しくは本部長の指名する者となることができる。

### 【定足数】

**第19条** 会議は、本部総会においては会員の10分の1以上若しくは地方本部代議員の2分の1以上、幹事会においては幹事の2分の1以上、常任幹事会においては構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

### 【議決】

**第20条** 会議の議事は、本規則に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決する。

### 【議決の委任】

**第21条** 会議に出席することができない会員、会議構成員は、あらかじめ通知された事項について、他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

2. 前項の規定は、幹事会には適用しないものとする。

### 【議事録】

**第22条** 会議については、その議事の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

2. 本部総会の議事録には、議長及びその会議において選出された出席構成員2人以上が記名押印する。
3. 幹事会の議事録には、議長及びその会議において選出された出席構成員2人以上又は監査が記名押印する。

### 【委員会】

**第23条** 当本部事業の円滑な運営を図るため幹事会の議決を経て、委員会をおくことができる。委員会及び所管事項は次の通りとする。

- (1) 人材育成業務委員会
  - ① 研修業務運営規定等に定める事項
- (2) 相談業務委員会
  - ① 苦情解決業務処理規定等に定める事項
  - ② 保証金の還付に関する事項
  - ③ 手付金保証業務方法書並びに同事務手続に定める事項
  - ④ 手付金等保管事業方法書に定める事項
- (3) 運営業務委員会

- ① 弁済業務保証金分担金の受入れ・返還業務
- ② 会議に関する事項
- ③ 庶務に関する事項
- ④ 関係官庁及び関係諸団体との連絡に関する事項
- ⑤ 中央本部との連絡・調整に関する事項
- ⑥ 中央、当本部間のコンピューター運営管理に関する事項
- ⑦ 予算、決算、金銭出納に関する事項
- ⑧ 経理帳簿、財産の保管及び損益処理に関する事項
- ⑨ その他、財務運営に関する事項
- ⑩ 広報業務
- ⑪ 他の分掌に属さない事項

(4) 管理業務委員会

- ① 会員の入会、退会、変更、除名、会費に関する事項

(5) 求償除名審査委員会

- ① 求償権に関する事項

2. 委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 委員会は、委員長、副委員長、委員若干名をもって構成する。
- (2) 委員長、副委員長、委員の任免は地方本部長が行い、幹事会の承認を得なければならない。

## 第6章 会計及び年度

### 【事業計画及び予算】

第24条 当本部の事業計画書案及び収支予算書案は、毎年度開始前に常任幹事会等の審議を経て会長あてに提出するものとする。

### 【事業報告及び決算】

第25条 当本部の事業報告及び決算報告は、毎年度終了後

に常任幹事会等の審議を経て会長あてに提出するものとする。

### 【事業年度】

第26条 当本部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第7章 事務局

### 【事務局】

第27条 当本部に事務を処理するため事務局を置く。

- 2. 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3. 事務局に関する事項は、本部長が幹事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 雑則

### 【細則】

第28条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が幹事会の決議を得て別に定める。

### 【改正】

第29条 この秋田本部規則の改正については、幹事会において行う。なお、標準地方本部規則が改正されたときは、これに則して幹事会において改正するものとする。

### 【標準地方本部規則の改廃】

第30条 標準地方本部規則を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

- 1. この規則は公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日から施行する。
- 2. 平成24年6月6日、第23条の委員会構成及び所管事項の一部改定、同日施行。

# 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会秋田本部 役職者の選任に関する規約

第1条 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会秋田本部規則（以下、「秋田本部規則」という。）第9条による役職者の選任について、次のとおり定める。

- 第2条 本部長は社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「宅建協会」という。）の会長をもってあてる。
- 2. 副本部長は宅建協会副会長をもってあてる。
- 3. 幹事は宅建協会理事をもってあてる。

4. 監査は宅建協会より推薦された者をあてる。

第3条 この規約の改廃は、幹事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1. この規約は公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日から施行する。

# 秋田レインズ物件種類別在庫数

(平成24年4月～平成24年10月)

## 売買物件

単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
前月末在庫数	1,339	1,275	1,290	1,282	1,308	1,212	1,162
売買新規登録数	265	375	248	312	266	255	235
(前年同月登録数)	326	306	271	297	290	360	317
(土地)	180	288	189	227	171	196	153
(戸建)	55	60	45	59	70	37	62
(マンション)	14	6	9	14	10	6	5
(事業用)	16	21	5	12	15	16	15
当月成約数	19	17	22	21	20	27	33
(土地)	10	7	13	13	10	15	16
(戸建)	7	8	7	6	5	8	11
(マンション)	2	2	2	1	5	4	3
(事業用)	0	0	0	1	1	0	3
当月取下げ・削除	310	343	234	265	342	278	181
(土地)	230	257	175	173	261	224	112
(戸建)	56	54	41	63	51	37	50
(マンション)	6	8	6	11	5	6	7
(事業用)	18	24	12	18	25	11	12
売買当月末在庫数	1,275	1,290	1,282	1,308	1,212	1,162	1,183
(前年同月末在庫数)	1,250	1,238	1,292	1,247	1,240	1,334	1,304
(土地)	958	982	983	1,024	924	881	906
(戸建)	192	190	187	177	191	183	184
(マンション)	38	34	35	37	38	34	29
(事業用)	87	84	77	70	59	64	64

## 賃貸物件

単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
前月末在庫数	1,007	1,019	957	926	892	908	900
売買新規登録数	386	317	265	259	272	265	298
(前年同月登録数)	411	482	468	376	410	410	394
(土地)	2	1	0	2	0	0	1
(戸建)	44	39	30	35	30	31	37
(マンション)	301	245	210	193	221	207	208
(事業用)	39	32	25	29	21	27	52
当月成約数	71	55	55	69	60	50	79
(土地)	0	0	0	0	0	0	0
(戸建)	10	8	6	7	12	4	7
(マンション)	58	38	45	56	42	44	65
(事業用)	3	9	4	6	6	2	7
当月取下げ・削除	303	324	241	224	196	223	181
(土地)	1	2	0	1	1	1	2
(戸建)	36	32	44	24	24	35	17
(マンション)	227	246	173	174	144	162	146
(事業用)	39	44	24	25	27	25	16
売買当月末在庫数	1,019	957	926	892	908	900	938
(前年同月末在庫数)	1,265	1,255	1,290	1,188	1,228	1,169	1,141
(土地)	4	3	3	4	3	2	1
(戸建)	84	83	63	67	61	53	66
(マンション)	738	699	691	654	689	690	687
(事業用)	193	172	169	167	155	155	184

## 庶務報告

平成24年4月から平成24年10月まで

### 4月

- 10(火) 第1回経理財務委員会・財務委員会 秋田県不動産会館
- 11(水) 第1回正副会長・本部長会議 秋田県不動産会館  
〃 監査会 秋田県不動産会館
- 13(金) 全宅連第1回広報啓発委員会 ホテル日航奈良(佐藤副会長)
- 14(土) 奈良県宅建協会会長吉村岩雄氏黄綬褒章受章祝賀会 ホテル日航奈良(佐藤副会長)
- 16(月) 第1回常務理事会・常任幹事会 秋田県不動産会館  
〃 第1回監事選考委員会 秋田県不動産会館
- 18(水) 大館北鹿地区協議会地区全員協議会 ルネッサンスガーデンプラザ杉の子
- 20(金) 第2回監事選考委員会 秋田県不動産会館  
〃 (公財)暴力団壊滅秋田県民会議臨時理事会 秋田県社会福祉会館(木村副会長)
- 21(土) 広島県宅建協会会長見勢本浩一氏黄綬褒章受

賞祝賀会 ANAクラウンプラザホテル広島(金子会長)

- 23(月) 第1回理事会・幹事会 ホテルメトロポリタン秋田
- 25(水) 秋田地区協議会地区全員協議会 イヤタカ
- 26(木) 能代山本地区協議会地区全員協議会 魚松  
〃 男鹿南秋地区協議会地区全員協議会 天王温泉くらら  
〃 本荘由利地区協議会地区全員協議会 本荘グランドホテル  
〃 全宅連・全宅保証第1回組織整備特別委員会 全宅連会館(金子会長・本部長)
- 27(金)(社)全日本不動産協会秋田県本部第50回通常総会懇親会 秋田ビューホテル(金子会長)

### 5月

- 8(火) 全宅保証第1回正副会長会議 全宅連会館(金子本部長)

- 〃 中古不動産流通市場活性化のための説明会  
東北地方整備局(木村常務理事)
- 14(月) 全宅保証第1回総務・財務合同委員会 全宅  
連会館(金子本部長)
- 16(水) (公財)暴力団壊滅秋田県民会議第1回通常理  
事会 秋田県社会福祉会館(木村副会長)
- 17(木) 全宅保証第1回常務理事会 全宅連会館(金  
子本部長)
- 23(水) 横手地区協議会地区全員協議会 松與会館
- 24(木) (社)秋田県住宅宅地協会平成24年度通常総  
会懇親会 アキタパークホテル(金子会長)
- 25(金) 宅建協会第45回通常総会・全宅保証秋田本部  
平成24年度定時総会(第39回総会)  
秋田キャッスルホテル
- 〃 第2回理事会・幹事会 秋田キャッスルホテル
- 28(月) 東北地区不動産公正取引協議会監査会 メル  
パルク仙台(伊藤専務理事)
- 30(水) 全宅保証第1回監査会 全宅連会館(金子本部長)
- 31(木) 全宅連第1回理事会 第一ホテル東京(佐藤  
副会長)  
全宅保証第1回理事会 第一ホテル東京(金  
子本部長)  
全宅連東日本地区指定流通機構協議会第1回  
幹事会 第一ホテル東京(金子会長)
- 〃 北海道・東北・甲信越地区連絡会平成24年度  
第1回運営協議会 第一ホテル東京(金子会長)

## 6月

- 6(水) 第2回正副会長・本部長会議 ホテルメトロ  
ポリタン秋田
- 〃 第3回理事会・幹事会 ホテルメトロポリタ  
ン秋田
- 7(木) 東北地区不動産公正取引協議会第1回理事会  
ホテルメトロポリタン仙台(金子会長・伊藤専  
務理事・中野常務理事)
- 15(金) 第1回東北地区宅建協議会 江陽グランドホ  
テル(金子会長)
- 19(火) 不動産コンサルティング技能試験・登録制度  
等に関するブロック会議 近代化センター  
(久保事務局係長)
- 20(水) 全宅連・全宅保証合同正副会長委員長会議  
全宅連会館(金子会長・本部長)
- 〃 (公社)不動産流通近代化センター第1回理事  
会 法曹会館(金子会長)
- 〃 宅地建物取引主任者資格試験第2回事務説明

- 会 KDDIホール(藤田事務局長)
- 22(金) 東北地区不動産公正取引協議会第35回通常  
総会 ホテルメトロポリタン仙台(金子会長・  
佐野副会長・赤田副会長・伊藤専務理事・中野  
常務理事)
- 25(月) 第1回地区協議会幹事長合同会議 秋田県不  
動産会館
- 26(火) 第1回人材育成業務委員会 秋田県不動産会館
- 27(水) 全宅連第46回通常総会・全宅保証平成24年  
度定時総会(第46回総会) ホテルニュー  
オータニ(金子会長(本部長)・戸松副会長(副  
本部長)・佐野副会長(副本部長)・赤田副会長  
(副本部長)・伊藤専務理事(専任幹事)・藤田事  
務局長)
- 〃 全宅連・全宅保証第2回理事会 ホテルニュー  
オータニ(金子会長・本部長)

## 7月

- 9(月) 第1回宅地建物取引主任者法定講習 イヤタカ
- 10(火) 佐藤正雄氏旭日双光章受章祝賀会第1回実行  
委員会 秋田県不動産会館
- 12(木) 北海道・東北・甲信越地区連絡会平成24年度  
第2回運営協議会 甲府富士屋ホテル(金子  
会長・伊藤専務理事)
- 13(金) 地区協議会別研修会(大仙) 大曲プラザたつみ
- 20(金) 第1回情報提供業務委員会 秋田県不動産会館
- 23(月) 不動産広告研修会(人材育成業務委員)  
ホテルメトロポリタン秋田
- 〃 全宅保証第2回常務理事会 全宅連会館(金  
子本部長)
- 24(火) 佐藤正雄氏旭日双光章受章祝賀会第2回実行  
委員会 秋田県不動産会館
- 〃 第1回公益法人検討特別委員会 秋田県不動  
産会館
- 〃 第3回正副会長・本部長会議 秋田県不動産会館
- 25(水) 東北地区不動産公正取引協議会第2回本部調  
査指導委員会 ホテルメトロポリタン仙台  
(中野常務理事)
- 26(木) 秋田県不動産コンサルティング協会第12回  
通常総会懇親会 アキタパークホテル(伊藤  
専務理事)
- 30(月) 全宅連・全宅保証第3回理事会 第一ホテル  
東京(金子会長・本部長)
- 31(火) 第2回常務理事会・常任幹事会 秋田県不動  
産会館

〃 第4回理事会・幹事会 秋田県不動産会館

## 8月

- 2(木) 地区協議会別研修会(横手) 松與会館  
3(金) 地区協議会別研修会(湯沢雄勝) 湯沢グランドホテル  
9(木) 第4回正副会長・本部長会議 秋田県不動産会館  
10(金) 第2回情報提供業務委員会 秋田県不動産会館  
21(火) 第2回東北地区宅建協議会 ホテルメトロポリタン仙台(金子会長)  
22(水) 都道府県協会長・本部長合同会議 江陽グランドホテル(金子会長・本部長)  
23(木) 全宅連・全宅保証合同正副会長・委員長会議 江陽グランドホテル(金子会長・本部長)  
24(金) 地区協議会別研修会(男鹿南秋) きりん亭  
26(日)~27(月)  
全宅連東日本地区指定流通機構協議会平成24年度評議員会 吉川屋(金子会長・戸松副会長・木村常務理事)  
28(火) 不動産無料相談所相談員研修会 秋田県不動産会館  
〃 宅地建物取引主任者資格試験第3回事務説明会宮城県不動産会館(中野常務理事・藤田事務局長)  
31(金) 地区協議会別研修会(秋田) イヤタカ

## 9月

- 4(火) 地区協議会別研修会(本荘由利) 本荘グランドホテル  
5(水) 佐藤正雄氏旭日双光章受章祝賀会第3回実行委員会 秋田県不動産会館  
8(土) (社)全日本不動産協会秋田県本部50周年・(公社)不動産保証協会秋田県本部40周年記念式典秋田ビューホテル(赤田副会長)  
9(日) 大阪府宅建協会常任相談役多田雅彦氏黄綬褒章受章祝賀会 リーガロイヤルホテル大阪(金子会長)  
10(月) 第3回情報提供業務委員会 秋田県不動産会館  
13(木) 地区協議会別研修会(能代山本) プラザ都  
14(金) 地区協議会別研修会(大館北鹿) プラザ杉の子  
15(土) 佐藤正雄氏旭日双光章受章祝賀会 秋田キャスルホテル  
18(火) 第3回東北地区宅建協議会 ホテル辰巳屋(戸松副会長)

- 20(木) 全宅保証総務委員長打合せ 全宅連会館(金子本部長)  
23(日) 不動産フェア にぎわい交流館  
25(火) 中古住宅流通促進事業の説明会 宮城県不動産会館(戸松副会長・藤田事務局長)  
26(水) 全宅保証第2回総務・財務合同委員会 全宅連会館(金子本部長)  
27(木) 第1回運営業務委員会 秋田県不動産会館

## 10月

- 2(火) 居住支援協議会設立に向けた協議 秋田地方総合庁舎(藤田事務局長)  
3(水) 秋田県木造住宅生産体制強化推進協議会設立会議 ルポール・みずほ(藤田事務局長)  
9(火) 第5回正副会長・本部長会議 秋田県不動産会館  
〃 秋田県不動産会館原状回復工事の協議 秋田県不動産会館  
11(木) (公社)愛知県宅地建物取引業協会創立45周年記念祝賀会 名古屋マリオットアソシアホテル(金子会長)  
12(金) 第32回ゴルフコンペ ノースハンプトンゴルフ倶楽部  
16(火) 平成24年度宅地建物取引主任者資格試験監督員等説明会 秋田県不動産会館  
18(木) 地域別研修会(県南地域) 大曲プラザたつみ  
〃 東北地区中古住宅流通促進協議会設立総会 ホテルメトロポリタン仙台(藤田事務局長)  
19(金) 地域別研修会(中央地域) ホテルメトロポリタン秋田  
〃 全宅連・全宅保証第2回組織整備特別委員会 全宅連会館(金子会長・本部長)  
21(日) 平成24年度宅地建物取引主任者資格試験 ノースアジア大学  
23(火) 全宅連・全宅保証第3回正副会長会議 全宅連会館(金子会長・本部長)  
26(金) 地域別研修会(県北地域) ロイヤルホテル大館  
30(火) (公財)暴力団壊滅秋田県民会議平成24年度第2回臨時理事会 秋田県社会福祉会館(木村前副会長)

# 会 員 消 息

平成24年8月から平成24年10月まで

※会員名簿に変更等の記載をお願いします。

## 入 会



免許番号 免許年月日	大臣(6)3827 平成19年10月14日	事務所所在地	〒015-0834 由利本荘市岩渕下 18
商号又は名称	東北ミサワホーム(株)由利本荘営業所	T E L	0184-74-5460
代 表 者	佐藤春夫(船木寿光)	F A X	0184-74-5461
専任取引主任者	佐々木司(登録番号3640) 梶原栄行		

## 退 会

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代 表 者	退会年月日	退会理由	名簿頁
秋田	(1)2022	瀬下建設工業(株)	瀬下和夫	H24.9.10	廃止	59
横手	(2)1860	(株)ワイズレック	梶原守人	H24.10.2	従たる事務所の廃止	97

## 変更・訂正又は追記

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
大館北鹿	(有)小笠原工務店	従 業 者	村上 達(退)	21
能代山本	朝日総合(株) アパマンショップ 能代店	免 許 番 号	(9)1082	33
能代山本	高田住宅工業(株)	従 業 者	八田 茂樹(退)	28
能代山本	(有)田村建設	従 業 者	田村みゆき(退)	29
男鹿南秋	(株)松岡技建	取 引 主 任 者	鎌田 勝徳(退) 安田 満穂(就)	37
秋 田	(株)PLAN DO SEE	従 業 者	渡辺 一雄(退)	71
秋 田	トラストハウス	ホームページ	<a href="http://www.trusthouse-a.com">http://www.trusthouse-a.com</a>	58
秋 田	(株)アーバンスカイ	専任取引主任者	高橋 正(退) 吉川 早苗(就)	62
秋 田	(有)エル・コミュニケーションズ	従 業 者	菱木 智子(退) 高橋 雅志(就)	56
秋 田	辻不動産(株)	専任取引主任者	小柳 和子(退)	46
秋 田	三光不動産(株)	免 許 番 号 免 許 年 月 日 専任取引主任者 従 業 者	国土交通大臣(1)8314 24.7.30 河本 厚徳(退) 三浦 智敦(退) 北川 勝信(就) 佐々木 晶(就) 宇津野 悠(退) 杉野 裕視(就)	45
秋 田	(株)PMC	住 所	秋田市泉中央 6 丁目 5 - 24 (2 F を削除)	61
秋 田	(株)PLAN DO SEE	ホームページ	<a href="http://pds-akita.com/">http://pds-akita.com/</a>	71
秋 田	(株)秋田住宅流通センター	従 業 者	佐藤 充(就)	49
秋 田	旭興業(株)	従 業 者	加藤 利夫(退)	59
秋 田	(株)むつみワールド	取 引 主 任 者 従 業 者	佐藤 健一(退) 田牧 光一(就)	44
秋 田	トークンホーム(株)	従 業 者	男鹿谷一生(退)	49
秋 田	パルス不動産	所 在 地	〒011-0941 秋田市土崎港北 7 - 6 - 7 - 101	52
秋 田	朝日総合(株) アパマンショップ 秋田泉店及び山王店	免 許 番 号	(9)1082	65
秋 田	(株)イークオリティー	F A X	018-863-0762	60
秋 田	リアルエステーション(有)	専任取引主任者 従 業 者	佐藤 利彦(退) 高橋 正(就) 山城 興平(退)	54

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋 田	(株)フナコシヤ東北支店	免 許 番 号 F A X 取 引 主 任 者	(4)5676 018-867-8126 新山 修齊(退) 阿部 隆(退) 原田 守(退)	70
秋 田	(有)みちのく不動産	代 表 者 専任取引主任者 従 業 者	小松 治助(退) 根本 素子(就) 小松 治助(退) 根本 素子(就) 小川富美子(退) 齊藤しげり(就)	50
秋 田	高松木材(株)	従 業 者	柴田 康貴(退)	45
秋 田	(株)モリ不動産 秋田支店	取 引 主 任 者 従 業 者	森 蘭子(就) 山形めぐみ(就) 工藤 恭介(就)	67
秋 田	(株)セカンドライフ	専任取引主任者	佐々木文男(就)	61
秋 田	共和ホーム(株)	免 許 番 号 免 許 年 月 日	国土交通省大臣(1)8346 24.10.3	47
本荘由利	須田不動産(株)	従 業 者	菊地 正則(退) 須田 郁夫(就)	74
本荘由利	三光不動産(株) 本荘支店 仁賀保支店	本 店 所 在 地 免 許 番 号 取 引 主 任 者 従 業 者 政 令 使 用 人 専任取引主任者 従 業 者	秋田県 国土交通省大臣(1)8314 渡辺 博之(退) 森田 陽子(就) 佐藤 亮二(退) 篠田 良太(退) 三浦 里美(就) 佐藤 剛(退) 河本 厚徳(就) 佐藤 剛(退) 河本 厚徳(就) 佐々木美千代(退) 三浦 里美(退) 佐藤 亮二(就) 篠田 良太(就)	79
本荘由利	秋田ハウス(株)	従 業 者	佐藤 助治(就)	77
本荘由利	(株)文化地所	従 業 者	鈴木 正喜(退)	74
本荘由利	朝日総合(株) 本荘店	免 許 番 号	(9)1082	79
本荘由利	倉橋不動産	F A X E - m a i l ホ ー ム ペ ー ジ	0184-77-9877 sige3014@ae.auone-net.jp http://www43.tok2.com/home/idb7899/	76
大 仙	(有)良美工務店	専任取引主任者	佐々木 光(退) 大越美保子(就)	84
大 仙	朝日総合(株) 大曲店	免 許 番 号	(9)1082	88
大 仙	(株)モリ不動産 本店	専任取引主任者	森 蘭子(退) 小笠原秀和(就) ※従業から異動	85
大 仙	(株)ワイズレック	専任取引主任者 取 引 主 任 者	梅澤 佳子(就) 高山 得則(就) 鈴木 健一(就) ※横手支店から異動	84
横 手	山中不動産	所 在 地	横手市大屋寺内字漆原 133 番 4	92
横 手	朝日総合(株) 朝日総合(株)アパマンショップ横手店	従 業 者 従 業 者 免 許 番 号	小野美代子(退) 鈴石 浩平(就) (9)1082	65 97
横 手	(株)モリ不動産 横手支店	従 業 者	伊藤 琢也(退) 山形めぐみ(退) 工藤 恭介(退)	97

## 会員数

平成24年10月末現在

地区 種別	大館北鹿	能代山本	男鹿南秋	秋 田	本荘由利	大 仙	横 手	湯沢雄勝	合 計
正会員	47	32	30	207	36	51	33	20	460
準会員	2	2	0	31	5	3	6	0	50
計	49	34	30	241	41	54	39	20	508





AKITA TAKKEN